平成２７年（フ）第３３８号
北九州市若松区大字蟹住856番地33　市営住宅４棟304号
債務者　池田　定夫
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３３９号
北九州市若松区大字蟹住856番地33　市営住宅４棟304号
債務者　池田　茂美
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６３号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦1217番地
債務者　増本　雄紀
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第３５号
福島県須賀川市大袋町15番地１　安藤ハイツ305号
債務者　渡部　仁美
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第４６０号
神戸市須磨区大池町５丁目４番８号203号
債務者　河内山　昇
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５６８号
名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の４上飯田第二市街地住宅３棟612号、従前の住所愛知県北名古屋市加島新田加島西37番地ＳＵＮＲＩＳＥＳ旭105号
債務者　黒田　　卓
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３０１号
北九州市八幡西区光明１丁目９番１号
債務者　河畑　一登
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３２１号
北九州市若松区大字蟹住983番地62　８－101号
債務者　塩井かおる
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第８５号
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦156番地９
債務者　木原　勝美
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
青森県上北郡七戸町字中野105番地３　長下団地２－２号
債務者　松山　明美
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４７号
青森市大字羽白字池上190番地８
債務者　澤谷　茂伸
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６０８号
名古屋市西区新道２丁目４番21号　ライフステージ新道402号、従前の住所名古屋市中村区名駅南３丁目13番36号　Ｋｇハウス３Ｅ号
債務者　滋野　一也
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２９４号
福岡県中間市岩瀬４丁目６番20号
債務者　南　　碧
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２５５号
熊本市西区上熊本３丁目15番７－203号　上熊本団地
債務者　桑原　幸江
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３０２号
熊本市東区長嶺南４丁目９番88－306号　コアマンションネクステージ熊本東
債務者　武藤佑香里（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３１８号
熊本市中央区水道町13番20号　メゾンベルデ304号
債務者　松本　茂樹
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８５５号
名古屋市中川区八家町２丁目164番地の１Ｃｏｕｒｔ八家３Ｄ
債務者　橋本咲弥花（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部